



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県自然環境保全条例施行規則及び沖縄県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（自然保護課） 1

規 則

沖縄県自然環境保全条例施行規則及び沖縄県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第65号

沖縄県自然環境保全条例施行規則及び沖縄県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則
(沖縄県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第1条 沖縄県自然環境保全条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第80号）の一部を次のように改正する。

第5条中第9号を第12号とし、第8号を第11号とし、第7号の次に次の3号を加える。

- (8) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること 当該木竹の損傷の方法及び規模が、損傷の行われる土地の木竹の生育状況に照らして、それらに支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (9) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと 当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (10) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。） 当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

第6条第1項中「第20条第10項第2号」を「第20条第10項第3号」に改め、同条第2項中「第20条第10項第2号」を「第20条第10項第3号」に改め、同項第14号中「付帯」を「附帯」に改め、同号を同項第16号とし、同項中第13号を第15号とし、第12号の次に次の2号を加える。

- (13) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の2第1項の規定により国が行う保全事業又は同条第3項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。
- (14) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

第7条中「第20条第10項第3号」を「第20条第10項第4号」に改め、同条第6号に次のように加える。

オ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

第7条第10号中「付帯」を「附帯」に、「若しくは第7号」を「若しくは第10号」に改め、「行うもの

に付帯する行為」の次に「若しくは第7号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものに付帯する行為」を加え、同号を同条第13号とし、同条中第9号を第12号とし、第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、第6号の次に次の3号を加える。

- (7) 知事が指定する区域内において、木竹を損傷することであつて次に掲げるもの
- ア 建築物の存する敷地内において、木竹を損傷すること。
 - イ 自家の生活の用に充てるために木竹を損傷すること。
 - ウ 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
 - エ 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。
 - オ 病虫害の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
 - カ 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
 - キ 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
 - ク 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）第2条第3項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
 - ケ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。
 - コ 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。
 - サ 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
 - シ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第5条第1項に規定する緊急指定種に係るものを損傷すること。
- (8) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくことであつて森林の整備及び保全を図るために行うもの
- (9) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）であつて次に掲げるもの
- ア 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。
 - イ 生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を放つことであつて、次に掲げるもの
 - (イ) 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。
 - (ロ) 野生鳥獣による人、家畜、農作物に対する野生鳥獣による被害を防ぐために犬を放つこと。

第9条中「第21条第3項第5号」を「第21条第3項第6号」に改め、同条第1号中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第12条第1項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項」に改め、同条第3号中「付帯」を「附帯」に改める。

第12条中「第22条第6項第4号」を「第22条第6項第5号」に改め、同条第7号中「付帯」を「附帯」に改める。

第13条の次に次の4条を加える。

（生態系維持回復事業の確認）

第13条の2 市町村が、条例第24条の3第2項の確認を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

- (1) その行う生態系維持回復事業が自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。
- (2) その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。
 - ア 生態系の状況の把握及び監視

- イ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
- ウ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
- エ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
- オ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発
- カ アからオまでに掲げる事業に必要な調査等

(生態系維持回復事業の認定)

第13条の3 県及び市町村以外の者が、条例第24条の3第3項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の認定を受けるものとする。

(1) その者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(2) その行う生態系維持回復事業が、自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。

(3) その行う生態系維持回復事業の内容が、前条第2号アからカまでのいずれかに該当すること。

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第13条の4 条例第24条の3第4項の規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)

第13条の5 条例第24条の3第6項ただし書の規則で定める軽微な変更は、同条第4項第1号に掲げる事項に係る変更とする。

第16条中「施設」を「事業」に改める。

第21条第1項第4号中「第21条第3項第6号」を「第21条第3項第7号」に改め、同項に次の3号を加える。

(6) 条例第24条の3第4項の規定による確認又は認定の申請 生態系維持回復事業確認(認定)申請書(第12号様式の2)

(7) 条例第24条の3第7項の規定による変更の確認又は認定の申請 生態系維持回復事業変更確認(認定)申請書(第12号様式の3)

(8) 条例第24条の3第9項の規定による届出 生態系維持回復事業軽微変更届出書(第12号様式の4)
第21条第2項を次のように改める。

2 前項の許可申請書又は届出書には、位置図及び平面図、立面図、断面図、構造図、意匠配色図写真その他行為地及びその付近の状況並びに行為の施行方法の表示に必要な図面を添えなければならない。ただし、条例第24条の3第5項の規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図

(2) 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書(第12号様式の5)

第7号様式の次に次の3様式を加える。

第7号様式の2 (第21条関係)

特別地域内木竹の損傷許可申請書

沖縄県自然環境保全条例第20条第4項の規定により、沖縄県 自然環境保全地域特別地区内において木竹の損傷の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者の氏名(押印又は署名)及び住所

〔 法人にあつては、主たる事業所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名(記名押印又は代表者の署名) 〕

目 的		
行 為 地	市 町 村	番 地
行為地及びその 付 近 の 状 況		
損傷物の種類		
施 行 方 法	損傷する木竹 の 数 量	
	損 傷 方 法	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

(注)

- 1 「損傷方法」欄には、使用器具の名称、損傷部分の別等を記入すること。
- 2 「備考」欄には他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記入すること。
- 3 不要の文字は、抹消すること。

第7号様式の3 (第21条関係)

特別地域内植物植栽(播種)許可申請書

沖縄県自然環境保全条例第20条第4項の規定により、沖縄県 自然環境保全地域の特別地域内における植物の植栽(播種)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者の氏名(押印又は署名)及び住所

〔 法人にあつては、主たる事業所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名(記名押印又は代表者の署名) 〕

目 的		
場 所	市 町 村	番 地
行為地及びその 付 近 の 状 況		
植栽(播種)する 植 物 の 種 類		
植栽(播種)面積		

施行方法	植栽（播種）数量	
	植栽（播種）方法	
	管 理 方 法	
	関連行為の概要	
予定日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

(注)

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図
- (4) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

2 記載上の注意

- (1) 申請文の「沖縄県 自然環境保全地域」の箇所には、当該自然環境保全地域の名称を記入すること。
- (2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (3) 「植栽（播種）する植物の種類」欄には、植栽又は播種する植物の種類（変種である場合は、変種レベルまで）を記入すること。
- (4) 「管理方法」欄には、植栽又は播種する植物種が当該周辺地の景観の維持に支障を及ぼさないための措置等を記入すること。
- (5) 「関連行為の概要」欄には、特別地域（特別保護地区）内で採取した木竹以外の植物を再度植栽又は播種する場合、場所等の詳細を記入すること。
- (6) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に沖縄県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- (7) 不要の文字は、抹消すること。
- (8) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第7号様式の4（第21条関係）

特別地域内動物の放出許可申請書

沖縄県自然環境保全条例第20条第4項の規定により、沖縄県 自然環境保全地域の特別地域内における動物の放出の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所
 [法人にあつては、主たる事業所の所在地及び名称]

〔 並びに代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名） 〕

目	的	
場	所	市郡 町村大字 小字 番地
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
動 物 (家 畜) の 種 類		
施 行 方 法	動 物 (家 畜) の 数 量 (頭 数)	
	管 理 方 法	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

(注)

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

2 記載上の注意

- (1) 申請文の「沖縄県 自然環境保全地域」の箇所には、当該自然環境保全地区の名称を記入すること。
- (2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (3) 「動物（家畜）の種類」欄には、放出する動物（家畜）の種類（亜種である場合は、亜種レベルまで）を記入すること。
- (4) 「管理方法」欄には、放出する動物（家畜）が当該周辺地の景観の維持に支障を及ぼさないための措置等を記入すること。なお、家畜にあつては、放牧面積、放牧施設及び放牧時期を記入すること。
- (5) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に沖縄県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- (6) 不要の文字は、抹消すること。
- (7) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第12号様式の次に次の4様式を加える。

第12号様式の2（第21条関係）

生態系維持回復事業確認（認定）申請書

沖縄県自然環境保全条例第24条の3第4項の規定により、沖縄県 自然環境保全地域における生態系維持回復事業の実施に係る確認（認定）を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所

〔 法人にあつては、主たる事業所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名） 〕

生態系維持回復事業を 行 う 区 域	
生態系維持回復事業 行 う 期 間	
生態系維持回復事業の 内 容	
備 考	

(注)

1 添付書類

- (1) 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書（第12号様式の5）

2 記載上の注意

- (1) 申請文の「沖縄県 自然環境保全地域」の箇所には、当該自然環境保全地域の名称を、「生態系維持回復事業」の箇所には当該生態系維持回復事業の名称を記入すること。
- (2) 「生態系維持回復事業を行う区域」欄には、生態系維持回復事業を行う区域を具体的に記入すること。
- (3) 「生態系維持回復事業を行う期間」欄には、当該生態系維持回復事業を行う期間を記載すること。なお、複数の生態系維持回復事業を行う場合であつて、それぞれの事業によつて生態系維持回復事業を行う期間が異なる場合には、生態系維持回復事業の種類ごとに記入すること。
- (4) 「生態系維持回復事業の内容」欄には、生態系維持回復事業の種類、内容若しくは方法、仕様又は設置をする機材等について概要を記載すること。また、複数の生態系維持回復事業を行う場合は、生態系維持回復事業ごとに概要を記入すること。
- (5) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 関連する計画の有無（ある場合には、その名称）
 - エ 事業の実施結果に関する情報提供及び生態系維持回復事業計画書を見直した際の情報提供の方法
- (6) 不要の文字は、抹消すること。
- (7) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第12号様式の3（第21条関係）

生態系維持回復事業変更確認（認定）申請書

沖縄県自然環境保全条例第24条の3第7項の規定により沖縄県 自然環境保全地域における生態系維持回復事業の確認（認定）を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所
〔 法人にあつては、主たる事業所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名） 〕

確認（認定）を受けた 年月日及び番号		年 月 日 第 号	
変更の 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
	生態系維持回復 事業を行う区域		
	生態系維持回復 事業を行う期間		
	生態系維持回復 事業の内容		
変更を必要とする理由			
備 考			

(注)

1 添付図面

- (1) 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 生態系維持回復事業の実施方法等を記入した生態系維持回復事業実施計画書（第12号様式の5）

2 記載上の注意

- (1) 申請文の「沖縄県 自然環境保全地域」の箇所には当該沖縄県自然環境保全地域の名称を、「生態系維持回復事業」の箇所には当該生態系維持回復事業の名称を記入すること。
- (2) 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が他の行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。
- (3) 不要の文字は、抹消すること。
- (4) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第12号様式の4（第21条関係）

生態系維持回復事業軽微変更届出書

沖縄県自然環境保全条例第24条の3第9項の規定により、沖縄県 自然環境保全地域における生態系維持回復事業を行う者の氏名（名称、住所、代表者の氏名）の変更を届け出ます。

年 月 日

沖縄県知事 殿

届出者の氏名（押印又は署名）及び住所
〔 法人にあつては、主たる事業所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名） 〕

確認（認定）を受けた 年月日及び番号	年 月 日 第 号	
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 し た 年 月 日		
備 考		

(注)

1 記載上の注意

- (1) 申請文の「沖縄県 自然環境保全地域」の箇所には、当該自然環境保全地域の名称を記入すること。
- (2) 不要の文字は、抹消すること。
- (3) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第12号様式の5（第21条関係）

生態系維持回復事業実施計画書

沖縄県自然環境保全地域の名称		
生態系維持回復事業の名称		
生態系維持回復事業を行う期間		
生態系維持回復事業の目標		
生態系維持回復事業を行う区域		
生態系維持回復事業の内容	生態系の状況の把握及び監視	
	生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除	
	動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善	
	生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖	
	生態系の維持又は回復に資する普及啓発	
	必要な調査等	

備

考

(注)

1 記載上の注意

- (1) 「生態系維持回復事業の内容」は、次のとおり記入すること。また、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。ただし、実施しない事業については記入を要しない。
- ア 「生態系の状況の把握及び監視」欄には、調査及び監視の対象とする動植物等の種類、項目、内容、方法（調査及び監視の方法、仕様又は設置をする機材、実施個所、実施時期、実施期間等）、目標、関連行為の概要（調査及び監視のための動物の捕獲等）等について記入すること。
- イ 「生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除」欄には、防除の対象とする動植物の種類、防除の方法（捕獲等をする個体数、個体数調整の目標、捕獲等の方法、仕様又は設置をする機材、実施個所、実施時期、実施期間等）、捕獲等をした動植物の取扱い、在来生物の錯誤捕獲を避けるための措置、目標、関連行為の概要（仮工作物の設置等）等について具体的に記入すること。
- ウ 「動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善」欄には、生態系を構成する動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善を図るための事業の内容、方法（実施個所、実施面積、実施時期、実施期間、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ、色彩等）、目標、関連行為の概要（土地の形状変更、残土処理、仮工作物の設置等）等について具体的に記入すること。
- エ 「生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖」欄には、保護増殖する動植物の種類、保護増殖の方法（保護増殖する動植物の数量、入手等の方法、仕様又は設置をする機材、実施個所、実施面積、実施時期、実施期間等）、目標、管理方法等について具体的に記入すること。
- オ 「生態系の維持又は回復に資する普及啓発」欄には、普及啓発の内容、方法、目標、実施時期、実施期間等について具体的に記入すること。
- カ 「必要な調査等」欄には、生態系維持回復事業を実施する上で必要な調査又は試験研究、動植物の生息環境又は生育環境等の生態系の管理手法に関する調査又は試験研究等の内容、方法、目標、実施時期、実施期間等について具体的に記入すること。
- キ 「備考」欄には、次のとおり記入すること。
- (7) 関連する計画がある場合には、その名称を記入するとともに、当該計画との整合を図る上で留意すべき事項等について具体的に記入すること。
- (4) 使用又は設置をした機材等がある場合の事業実施後の取扱い、事業を実施する際の留意事項（従事者台帳の作成及び管理、事業実施に関する周知方法等）等について記入すること。

(沖縄県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第2条 沖縄県立自然公園条例施行規則（昭和55年沖縄県規則第45号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 公園事業（第2条—第11条）
- 第3章 保護及び利用（第12条—第36条）
- 第4章 生態系維持回復事業（第37条—第42条）
- 第5章 風景地保護協定及び公園管理団体（第43条—第46条）
- 第6章 雑則（第47条—第50条）

附則

第2章の章名を次のように改める。

第2章 公園事業

第2条第7号中「（主として自然公園）」を「（主として県立自然公園（以下「自然公園」という。））」に改める。

第3条中「第8条第2項」を「第9条第2項」に改める。

第4条から第11条までを次のように改める。

(公園事業の執行の同意又は認可)

第4条 条例第9条第2項の同意又は同条第3項の認可は、公園施設ごとに同意を得、又は認可を受けるものとする。

(公園事業の執行の同意又は認可の申請)

第5条 条例第9条第4項の規定による公園事業の執行の同意又は認可の申請は、公園事業執行同意(認可)申請書(第1号様式)を知事に提出して行うものとする。

2 条例第9条第4項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設の構造(運輸施設にあつては、当該運輸施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)

(2) 第2条第1号から第9号までに掲げる公園施設にあつては、当該公園施設の供用開始の予定年月日

(3) 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

3 条例第9条第5項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては第7号、第8号及び第10号に掲げる書類を、公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあつては第1号、第2号、第6号から第8号まで及び第11号に掲げる書類を除く。

(1) 個人にあつては、住民票の写し

(2) 法人にあつては、登記事項証明書

(3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図

(4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真

(5) 公園施設の規模及び構造(運輸施設にあつては、当該運輸施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)を明らかにした縮尺1,000分の1以上の各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺1,000分の1以上の配置図

(6) 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約

(7) 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類
その他公園施設を適切に管理し、又は経営することができることを証する書類

(8) 事業資金を調達することができることを証する書類

(9) 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1,000分の1以上の図面

(10) 工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書

(11) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該公園事業の執行のために使用することができることを証する書類

(12) 公園事業の執行に関し土地収用法(昭和26年法律第219号)の規定により土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書

(変更の同意又は認可を要しない軽微な変更)

第6条 条例第9条第6項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第9条第4項第1号に掲げる事項

(2) 公園施設の管理又は経営を委託する場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

(3) 公園施設の供用期間が通年でない場合にあつては、その供用期間

(4) 公園施設の占用又は使用に対し料金を徴収する場合にあつては、その標準的な額

(5) 前条第2項第2号及び第3号に掲げる事項

(公園事業の内容の変更の同意又は認可の申請)

第7条 条例第9条第7項の規定による変更の同意又は認可の申請は、公園事業変更同意(認可)申請書(第2号様式)を知事に提出して行うものとする。

2 条例第9条第8項において準用する同条第5項に規定する規則で定める書類は、第5条第3項第3号及び第4号に掲げる書類のほか、変更に係る同項各号に掲げる書類(同項第3号及び第4号に掲げるものを除く。)とする。

(変更の同意又は認可を要しない軽微な変更の届出)

第8条 条例第9条第9項の規定による届出は、公園事業軽微変更届出書（第3号様式）を知事に提出して行うものとする。

(承継の同意又は承認の申請)

第9条 条例第11条第1項の規定による承継の同意を得ようとする者又は承認を受けようとする者は、公園事業承継同意（承認）申請書（第4号様式）を知事に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
- (2) 第5条第3項第3号、第4号及び第11号に掲げる書類
- (3) 合併契約書及び合併により消滅した公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書

3 条例第11条第2項の規定による相続の承認の申請は、公園事業相続承認申請書（第5号様式）を知事に提出して行うものとする。

4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 第5条第3項第1号、第3号、第4号及び第11号に掲げる書類
- (2) 被相続人との続柄を証する書類
- (3) 相続人が2人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類

(公園事業の休廃止の届出)

第10条 条例第12条の規定による届出は、公園事業を休止又は廃止しようとする日の1月前までに、公園事業休止（廃止）届出書（第6号様式）を知事に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、第5条第3項第3号及び第4号に掲げる書類を添付するものとする。

(同意又は認可の失効の届出)

第11条 条例第13条第2項の規定による届出は、公園事業執行同意（認可）失効届出書（第7号様式）を知事に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 第5条第3項第3号及び第4号に掲げる書類
- (2) 他法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたことその他その効力が失われたことを証する書類

第12条から第16条までを削り、第3章中第17条を第12条とする。

第18条第1項を次のように改める。

条例第20条第4項の規定による許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる行為ごとに当該各号に掲げる様式による申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 条例第20条第4項第1号に掲げる行為 第8号様式
- (2) 条例第20条第4項第2号に掲げる行為 第9号様式
- (3) 条例第20条第4項第3号に掲げる行為 第10号様式
- (4) 条例第20条第4項第4号に掲げる行為 第11号様式
- (5) 条例第20条第4項第5号に掲げる行為 第12号様式
- (6) 条例第20条第4項第6号に掲げる行為 第13号様式
- (7) 条例第20条第4項第7号に掲げる行為 第14号様式
- (8) 条例第20条第4項第8号に掲げる行為 第15号様式
- (9) 条例第20条第4項第9号に掲げる行為 第16号様式
- (10) 条例第20条第4項第10号に掲げる行為 第17号様式
- (11) 条例第20条第4項第11号に掲げる行為 第18号様式
- (12) 条例第20条第4項第12号に掲げる行為 第19号様式
- (13) 条例第20条第4項第13号に掲げる行為 第20号様式
- (14) 条例第20条第4項第14号に掲げる行為 第21号様式
- (15) 条例第20条第4項第15号に掲げる行為 第22号様式

第18条第2項第1号中「5万分の1」を「2万5,000分の1」に改め、同条を第13条とする。

第18条の2第1項中「第13条第4項第1号」を「第20条第4項第1項」に、「第13条第5項」を「第20条第5項」に改め、同条第2項中「第13条第4項第1号」を「第20条第4項第1号」に、「申請に係る場所が特別地域に指定された日（以下「基準日」という。）において申請に係る場所に現に居住していた者その他申請に係る場所に居住することが必要と認められる者」を「その他の者であつて、申請に係る場所に居住することが必要と認められるものの住宅及び昭和50年4月1日（同日後に申請に係る場所が特別地域に指定された場合にあつては当該指定の日。以下「基準日」という。）において申請に係る場所に現に居住していた者」に、「第13条第4項」を「第20条第4項」に改め、同条第3項及び第4項中「第13条第4項第1号」を「第20条第4項第1号」に改め、同条第5項中「第13条第4項第1号」を「第20条第4項第1号」に、「第13条第4項」を「第20条第4項」に、「第13条第6項」を「第20条第6項」に改め、同条第6項から同条第8項までの規定中「第13条第4項第1号」を「第20条第4項第1号」に改め、同条第9項中「第13条第4項第1号」を「第20条第4項第1号」に改め、同項第7号イ中「第13条第4項」を「第20条第4項」に改め、同条第10項から第12項までの規定中「第13条第4項第1号」を「第20条第4項第1号」に改め、同条第13項を次のように改める。

13 条例第20条第4項第1号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の工作物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第1項第3号及び第4号並びに前項各号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場を設置するものでないこと。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

ア 当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から20メートル以上離れていること。

イ 学術研究その他公益上必要と認められること。

ウ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。

エ 農林漁業に付随して行われるものであること。

オ 既に建築物の設けられている敷地内において行われるものであること。

第18条の2第26項中「第13条第4項各号」を「第20条第4項各号」に改め、同項第3号中「第13条第4項」を「第20条第4項」に改め、同項を同条第29項とし、同条第25項中「第13条第4項各号」を「第20条第4項各号」に改め、同項を同条第28項とし、同条第24項中「第13条第4項第11号及び第12号」を「第20条第4項第14号及び第15号」に改め、同項を同条第27項とし、同条第23項中「第13条第4項第10号」を「第20条第4項第13号」に改め、同項を同条第26項とし、同条第22項中「第13条第4項第9号」を「第20条第4項第10号」に改め、同項を同条第23項とし、同項の次に次の2項を加える。

24 条例第20条第4項第11号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。

(1) 前項第1号に掲げる基準に適合するものであること。

(2) 災害復旧のために行われるものであること。

25 条例第20条第4項第12号に掲げる行為に係る許可基準は、第23項第1号の規定の例によるほか、同条第4項第12号の規定により知事が指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧にあつては、当該放牧が反復継続して行われるものでないこととする。

第18条の2第21項中「第13条第4項第8号」を「第20条第4項第9号」に改め、同項を同条第22項とし、同条第20項中「第13条第4項第7号」を「第20条第4項第8号」に改め、同項を同条第21項とし、同条第19項中「第13条第4項第6号」を「第20条第4項第7号」に改め、同項を同条第20項とし、同条第18項中「第13条第4項第5号」を「第20条第4項第6号」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項中「第13条第4項第4号」を「第20条第4項第5号」に改め、同項第3号中「第13条第4項」を「第20条第4項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「第13条第4項第3号」を「第20条第4項第4号」に改め、同項第1号中「第13条第4項」を「第20条第4項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「第13条第4項第3号」を「第20条第4項第4号」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「第13条第4項第2号」を「第20条第4項第2号」に改め、同項の次に次の1項を加える。

15 条例第20条第4項第3号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。

(1) 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

(2) 当該損傷の対象となる木竹の生育に支障を及ぼすおそれがないものであること。

第18条の2を第14条とする。

第18条の3中「第13条第4項第11号」を「第20条第4項第14号」に改め、同条を第15条とする。

第19条第1項中「第13条第6項」を「第20条第6項」に、「第24号様式」を「第23号様式」に改め、同条第2項中「第18条第2項各号」を「第13条第2項各号」に改め、同条を第16条とする。

第20条第1項中「第13条第7項」を「第20条第7項」に、「第25号様式」を「第24号様式」に改め、同条第2項中「第18条第2項第1号」を「第13条第2項第1号」に改め、同条を第17条とする。

第21条第1項中「第13条第8項」を「第20条第8項」に、「第26号様式」を「第25号様式」に、「第27号様式」を「第26号様式」に改め、同条第2項中「第18条第2項各号」を「第13条第2項各号」に改め、同条を第18条とする。

第22条中「第13条第9項第3号」を「第20条第9項第4号」に改め、同条第6号中「第13条第4項」を「第20条第4項」に改め、同条第14号中「道路」を「宅地又は道路」に改め、同条第92号中「付帯」を「附帯」に改め、同条を同条第119号とし、同条第91号中「係留放牧すること」の次に「(条例第20条第4項第12号に掲げる行為に該当するものを除く。)」を加え、同条を第117号とし、同条の次に次の1号を加える。

(118) 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること(一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の30日前までに知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。)

ア 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

イ 風致の維持のために行われる措置の内容

ウ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期間

エ 工作物の新築等に着手する15日前までに、その概要を知事に通知する旨

第22条中第90号を第116号とし、第89号を第115号とし、同条第88号中「知事の」を「知事が」に改め、「すること」の次に「(条例第20条第4項第11号に掲げる行為に該当するものを除く。)」を加え、同条を同条第114号とし、同条中第87号を第113号とし、第74号から第86号までを26号ずつ繰り下げ、同条第73号中「第13条第4項第11号」を「第20条第4項第14号」に、「第13条第4項」を「第20条第4項」に改め、同条を同条第99号とし、同条第72号中「第13条第4項第11号」を「第20条第4項第14号」に改め、同条を同条第98号とし、同条第71号中「立ち入ること」の次に「(土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。)」を加え、同条を同条第97号とし、同条第70号を同条第95号とし、同条の次に次の1号を加える。

(96) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採するために立ち入ること。

第22条中第69号を第94号とし、第58号から第68号までを25号ずつ繰り下げ、第57号を第78号とし、同条の次に次の4号を加える。

(79) 遭難者の救助に係る業務を行うために犬(条例第20条第4項第12号の知事が指定するものに限る。

以下この条において同じ。)を放つこと(同条の知事が指定する区域において放つものに限る。以下この条において同じ。)

(80) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

(81) 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を放つことであつて、次に掲げるもの。

ア 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

イ 野生鳥獣による人、家畜、農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

(82) 家畜を係留放牧すること（条例第20条第4項第12号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

第22条第56号を同条第77号とし、同条第55号中「県立」を削り、同号を同条第76号とし、同条第54号を同条第75号とし、同条第53号中「第13条第4項第9号」を「第20条第4項第10号」に改め、同号を同条第72号とし、同号の次に次の2号を加える。

(73) 農業を営むために条例第20条第4項第11号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと（同号の知事が指定する区域内において行う場合に限る。次号において同じ。）。

(74) 森林の整備及び保全を図るために条例第20条第4項第11号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

第22条中第52号を第71号とし、第23号から第51号までを19号ずつ繰り下げ、第22号を第23号とし、同号の次に次の18号を加える。

(24) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

(25) 宅地の木竹を損傷すること（条例第20条第4項第3号の知事が指定する区域内において損傷するものに限る。以下この条において同じ。）

(26) 自家用のために木竹を損傷すること。

(27) 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(28) 農業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(29) 漁業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(30) 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。

(31) 病虫害の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(32) 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(33) 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(34) 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(35) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区（以下「国指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第28条の2第3項の規定により知事が環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

(36) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区（以下「県指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

(37) 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）第2条第3項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(38) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。

(39) 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(40) 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。

(41) 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

第22条中第21号を第22号とし、第17号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 受信用アンテナ（テレビジョン放送の用に供するものに限る。）を設置すること。

第22条を第19条とし、第22条の2を第20条とする。

第22条の3中「第14条第3項第5号」を「第21条第3項第6号」に改め、「県立」を削り、同条第1号中「第22条第6号」を「第19条第6号」に、「第20号、第21号、第39号、第41号、第42号、第55号、第76号、第85号及び第88号」を「第21号、第22号、第24号、第30号、第34号、第35号、第36号、第38号、第58号、第60号、第61号、第76号、第96号、第102号、第111号及び第114号」に改め、同条第2号中「第22条第1号、第4号、第5号、第24号及び第54号」を「第19条第1号、第4号、第5号、第43号及び第75号」に改め、同条第8号中「取締」を「取締り」に改め、同条第23号中「付帯」を「附帯」に改め、同号を同条第24号とし、同条第22号の次に次の1号を加える。

(23) 県の職員が利用調整地区の巡視を行うこと。

第22条の3を第21条とする。

第22条の4中「第15条第1項第2号」を「第22条第1項第2号」に改め、同条を第22条とする。

第30条を第50条とする。

第29条中「第4条第1項及び第18条第1項」を「第5条第1項及び第13条第1項」に、「第23条第1項」を「第33条第1項」に改め、同条を第49条とする。

第28条中「第42条第1項」を「第53条第1項」に、「第36号様式」を「第39号様式」に改め、同条を第48条とし、同条の前に次の1条を加える。

(身分を示す証明書の様式)

第47条 条例第28条第2項、条例第32条第3項、条例第33条第3項、条例第35条第3項又は条例第52条第4項の規定により当該職員の携帯する証明書は、身分証明書(第38号様式)とする。

第27条を削る。

第5章を第6章とする。

第26条の5中「第35条第1項」を「第46条第1項」に改め、同条第2号から第4号までの規定中「第36条各号」を「第47条各号」に改め、第4章中同条を第46条とする。

第26条の4中「第32条」を「第43条」に、「第33条」を「第44条」に改め、同条を第45条とする。

第26条の3中「第30条第1項」を「第41条第1項」に、「第33条」を「第44条」に改め、同条を第44条とする。

第26条の2中「第29条第3項第3号」を「第40条第3項第3号」に改め、同条を第43条とする。

第4章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

第4章 生態系維持回復事業

(生態系維持回復事業の確認)

第37条 国及び他の地方公共団体(次条において「国等」という。)が条例第37条第2項の確認を受ける場合は、次の各号のいずれにも該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

(1) その行う生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合すること。

(2) その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

ア 生態系の状況の把握及び監視

イ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

ウ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

エ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖

オ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発

カ アからオまでに掲げる事業に必要な調査等

(生態系維持回復事業の認定)

第38条 県及び国等以外の者が条例第37条第3項の認定を受ける場合は、次の各号のいずれにも該当することについて、知事の認定を受けるものとする。

(1) その者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 自然公園法(昭和32年法律第161号)又は条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者

(2) その行う生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合すること。

(3) その行う生態系維持回復事業の内容が前条第2号アからカまでのいずれかに該当すること。

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第39条 条例第37条第4項の生態系維持回復事業の確認又は認定の申請は、生態系維持回復事業確認（認定）申請書（第34号様式）を知事に提出して行うものとする。

2 条例第37条第4項第4号に規定する規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

3 条例第37条第5項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図

(2) 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書（第35号様式）

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)

第40条 条例第37条第6項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、同条第4項第1号に掲げる事項に係る変更とする。

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)

第41条 条例第37条第7項の規定による変更の確認又は認定の申請は、生態系維持回復事業変更確認（認定）申請書（第36号様式）を知事に提出して行うものとする。

2 第39条第3項の規定は、条例第37条第8項において準用する同条第5項に規定する規則で定める書類について準用する。

(軽微な変更の届出)

第42条 条例第37条第9項の規定による届出は、生態系維持回復事業軽微変更届出書（第37号様式）を知事に提出して行うものとする。

第26条第1項中「第13条第4項」を「第20条第4項」に、「第24条第1項」を「第31条第1項」に、「第18条第2項及び第3項又は第23条第2項」を「第13条第2項及び第3項又は第33条第2項」に改め、同条第3項中「第13条第4項」を「第20条第4項」に改め、第3章中同条を第36条とする。

第25条中「第24条第7項第3号」を「第31条第7項第4号」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 第19条第1号から第17号まで、第43号から第46号まで、第57号から第61号まで、第83号及び第84号に掲げる行為

第25条第16号中「付帯」を「附帯」に改め、同号を同条第17号とし、同条第15号の次に次の1号を加える。

(16) 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、又は小規模に土地の形状を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の30日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。

ア 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

イ 風景の維持のために行われる措置の内容

ウ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

エ 工作物の新築等に着手する15日前までに、その概要を、知事に通知する旨

第25条を第35条とする。

第24条中「第24条第1項第1号」を「第31条第1項第1号」に改め、同条第1号及び第2号中「海面」を「海域」に改め、同条を第34条とする。

第23条第1項を次のように改める。

条例第31条第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる行為ごとに当該各号に掲げる届出書によつてしなければならない。

(1) 条例第31条第1項第1号に掲げる行為 第27号様式

(2) 条例第31条第1項第2号に掲げる行為 第28号様式

(3) 条例第31条第1項第3号に掲げる行為 第29号様式

(4) 条例第31条第1項第4号に掲げる行為 第30号様式

(5) 条例第31条第1項第5号に掲げる行為 第31号様式

(6) 条例第31条第1項第6号に掲げる行為 第32号様式

(7) 条例第31条第1項第7号に掲げる行為 第33号様式

第23条第2項中「第18条第2項」を「第13条第2項」に改め、同条を33条とする。

第22条の13第1項中「第22条第1項」を「第29条第1項」に、「第22条の5又は第22条の7」を「第23条又は第25条」に改め、同条を第32条とする。

第22条の12中「第18条第5項」を「第25条第5項」に、「第20条第2項」を「第27条第2項」に改め、同条を第31条とする。

第22条の11中「第18条第4項」を「第25条第4項」に改め、同条を第30条とする。

第22条の10第1項中「第18条第2項前段」を「第25条第2項前段」に改め、同条第2項中「第18条第2項後段」を「第25条第2項後段」に改め、同条を第29条とする。

第22条の9第1項中「第18条第1項前段」を「第25条第1項前段」に改め、同条第2項中「第18条第1項後段」を「第25条第1項後段」に改め、同条を第28条とする。

第22条の8第1項中「第16条第2項」を「第23条第2項」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第22条の8第2項中「しなければならない」を「するものとする」に改め、同項第5号中「第16条第3項各号」を「第23条第3項各号」とし、同条を第27条とする。

第22条の7中「第15条第5項」を「第22条第5項（同条第8項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第1号中「住所及び氏名」を「氏名及び住所」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 再交付を必要とする枚数（条例第22条第7項の認定に係る申請を行う場合に限る。）

第22条の7を第25条とし、同条の次に次の1条を加える。

(他の利用者をその監督の下に立ち入らせることができる者の要件)

第26条 条例第22条第7項に規定する規則で定める要件は、その者の監督の下に立ち入る者の立入りが、条例第22条第1項各号のいずれにも適合するよう、必要に応じ、当該者を監督し、必要な指導を行うことができる知識及び能力を有していることとする。

第22条の6第1項中「第15条第4項」を「第22条第4項」に改め、同項第3号中「立入認定証」を「立入りの認定」に改め、同条を第24条とする。

第22条の5第1項中「第15条第2項」を「第22条第2項（同条第8項において準用する場合を含む。）」に改め、同項第1号中「住所及び氏名」を「氏名及び住所」に改め、同項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 申請者の監督の下に立ち入る者の合計の人数（条例第22条第7項の認定に係る申請を行う場合に限る。）

第22条の5第2項中「利用者」を「申請者」に改め、同条を第23条とする。

第1号様式から第7号様式までを次のように改める。

第1号様式（第5条関係）

公園事業執行同意（認可）申請書

沖縄県立自然公園条例第9条第4項の規定に基づき、 県立自然公園内において、次のとおり
に
 に関する公園事業の一部を執行したいので、次のとおり協議（申請）します。

年 月 日

沖縄県知事 殿

協議者（申請者）の氏名（押印又は署名）及び住所
〔 法人にあつては、名称、住所及び
代表者の氏名（押印又は署名） 〕

公園施設の種類			
公園施設の位置	市群 町村大字 小字 地番 (地先)	地	目
公園施設の規模及び構造			
公園施設の管理又は経営の方法	経営方法	直営 委託 (受託者)	
	料金徴収	有 (標準的な額) 無	
	供用期間	通年 季節 (供用期間)	
公園施設の供用開始の予定年月日	年	月	日
工事施工の予定年月日	年	月	日 着工
	年	月	日 完了
備考			

(注)

1 添付書類 (ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては(7)、(8)及び(10)に掲げる書類、公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあつては(1)、(2)、(6)から(8)まで及び(11)に掲げる書類を除く。)

- (1) 個人にあつては、住民票の写し
- (2) 法人にあつては、登記事項証明書
- (3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
- (4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (5) 公園施設の規模及び構造 (運輸施設にあつては、当該運輸施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。) を明らかにした縮尺1,000分の1以上の各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺1,000分の1以上の配置図
- (6) 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約
- (7) 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理し、又は経営することができることを証する書類
- (8) 事業資金を調達することができることを証する書類
- (9) 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1,000分の1以上の図面
- (10) 工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書
- (11) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該公園事業の執行のために使用することができることを証する書類
- (12) 公園事業の執行に関し土地収用法 (昭和26年法律第219号) の規定により土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書

2 記載上の注意

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- (2) 「次のとおり に関する」の箇所及び「公園施設の種類」欄には、沖縄県立自然公園条例

- 施行規則第2条に掲げる施設の名称を記入すること。
- (3) 「公園施設の規模及び構造」欄については、以下の事項に留意すること。
 - ア 添付書類と照合できるよう詳細かつ明確に記載すること。
 - イ 施設が複数にわたる場合は、個々の施設ごとの規模を記載すること。
 - (4) 「公園施設の管理又は経営の方法」の各欄には、以下の事項を記載すること。
 - ア 直営又は委託の別。委託する場合にあつては受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
 - イ 料金徴収の有無。料金を徴収する場合にあつては標準的な額
 - ウ 通年供用又は季節供用の別。季節供用の場合にあつてはその供用期間
 - (5) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。
 - ア 公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否
 - イ 当該事業の執行（工事の施行を含む。）が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合には、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況
 - ウ 公園事業の通称がある、又は付す予定がある場合は通称
 - (6) 添付図面のうち、建築物に関する平面図には、間取り及び客室等の用途を記載すること。
 - (7) 不要の文字は、抹消すること。
 - (8) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - (9) 申請書は、記載内容の量に応じて適宜記載事項欄の枠を加減し、2枚以上にわたつてもよいこと。

第2号様式（第7条関係）

公園事業変更同意（認可）申請書

県立自然公園 事業の執行の協議をした（認可を受けた）、内容を変更したいので、沖縄県立自然公園条例第9条第7項の規定に基づき、次のとおり協議（申請）します。

年 月 日

沖縄県知事 殿

協議者（申請者）の氏名（押印又は署名）及び住所
 （法人にあつては、名称、住所及び
 代表者の氏名（押印又は署名）

執行の協議をした （認可を受けた） 年月日及び番号		年 月 日 第 号	
変更の 内容	事 項	変 更 前	変 更 後
	公園施設の 種 類		
	公園施設の 位 置		
	公園施設の 規模及び構造		
	公園施設の管理 又は経営方法	経営方法	
料金徴収			

	供用期間		
変更しようとする年月日	年	月	日
工事施工の予定年月日	年	月	日 着工 日 完了
変更を必要とする理由			
備 考			

(注)

1 添付書類

- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
- (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 第1号様式の添付書類(5)及び(9)から(12)に掲げる書類のうち、変更の内容に係るもの（ただし、協議にあつては、(11)を除く。）

2 記載上の注意

- (1) 「執行の協議をした（認可を受けた）年月日及び番号」欄には、当該事業の執行の認可指令書（平成12年3月31日以前に執行の承認を受けたものにあつては承認指令書）記載のものを記入すること。
- (2) 「変更の内容」欄には、協議をした（認可を受けた）事項と今回変更する事項とを対比し、添付書類と照合できるよう明確に記載すること。
- (3) 「公園施設の管理又は経営方法」欄には、以下の事項を記載すること。
 - ア 直営又は委託の別。委託する場合にあつては受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
 - イ 料金徴収の有無。料金を徴収する場合にあつては標準的な額
 - ウ 通年供用又は季節供用の別。季節供用の場合にあつてはその供用期間
- (4) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。
 - ア 変更にかかる公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否
 - イ 当該公園施設の変更等（変更に伴う工事の施行を含む。）が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合には、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況
 - ウ 公園事業の通称がある、又は付す予定がある場合は通称
- (5) 添付図面のうち、建築物に関する平面図には、間取り及び客室等の用途を記載すること。
- (6) 不要の文字は、抹消すること。
- (7) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- (8) 申請書は、記載内容の量に応じて適宜記載事項欄の枠を加減し、2枚以上にわたつてもよいこと。

第3号様式（第8条関係）

公園事業軽微変更届出書

沖縄県立自然公園条例第9条第9項の規定に基づき、次のとおり軽微な変更を届け出ます。

年 月 日

沖縄県知事 殿

届出者の氏名（押印又は署名）及び住所
 〔 法人にあつては、名称、住所及び 〕
 代表者の氏名（押印又は署名）

執行の協議をした（認可を受けた）年月日及び番号		年 月 日 第 号	
公園施設の種類			
変更の内容	事項	変更前	変更後
	氏名（名称、代表者氏名）、住所		
	公園施設の管理又は経営方法	受託者	
		供用期間	
		標準額	
	供用開始予定年月日		
工事施工予定年月日			
変更した年月日	年 月 日		
変更理由			
備考			

(注)

1 記載上の注意

- (1) 「執行の協議をした（認可を受けた）年月日及び番号」の欄には、当該事業の執行の認可指令書（平成12年3月31日以前に執行の承認を受けたものにあつては承認指令書）記載のものを記入すること。
- (2) 「公園施設の管理又は経営方法」欄には、以下の事項を記載すること。
 - ア 公園施設の管理又は経営を委託する場合の受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
 - イ 施設の供用期間が通年でない場合の供用期間
 - ウ 施設の使用料を徴収する場合の標準的な額
- (3) 不要の文字は、抹消すること。
- (4) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- (5) 申請書は、記載内容の量に応じて適宜記載事項欄の枠を加減し、2枚以上にわたつてもよいこと。

第4号様式（第9条関係）

公園事業承継同意（承認）申請書

が執行する 県立自然公園 事業を承継したいので、沖縄県立自然公園
 条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり協議（申請）します。

年 月 日

沖縄県知事 殿

協議者（申請者）の氏名（押印又は署名）及び住所

〔法人にあつては、名称、住所及び
代表者の氏名（押印又は署名）〕

執行の協議をした （認可を受けた） 年月日及び番号	年 月 日 第 号
公園施設の 種類	
合併（分割）法人 の名称、住所及び 代表者の氏名	
合併（分割）した年月日	年 月 日
合併（分割）した理由	
備考	

（注）

1 添付書類

- (1) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人の定款、寄付行為又は規約及び登記事項証明書
- (2) 公園施設の位置を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
- (3) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (4) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該公園事業の執行のために使用することができることを証する書類
- (5) 合併契約書及び合併により消滅した公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書

2 記載上の注意

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- (2) 「公園施設の種類」欄には、沖縄県立自然公園条例施行規則第2条に掲げる施設の名称を記入すること。
- (3) 「備考」欄には、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものについて、その法令名、適用条項及びその手続状況を記載すること。
- (4) 不要の文字は、抹消すること。
- (5) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- (6) 申請書は、記載内容の量に応じて適宜記載事項欄の枠を加減し、2枚以上にわたってもよいこと。

第5号様式（第9条関係）

公園事業相続承認申請書

が執行していた 県立自然公園 事業を承継した
ので、沖縄県立自然公園条例第11条第2項の規定に基づき、次のとおり申請します。

年 月 日

沖縄県知事 殿

協議者（申請者）の氏名（押印又は署名）及び住所
〔法人にあつては、名称、住所及び〕

〔代表者の氏名（押印又は署名）〕

執行の協議をした （認可を受けた） 年月日及び番号	年 月 日 第 号
公園施設の種類	
被相続人の 氏名及び住所	
被相続人が 死亡した年月日	年 月 日
備 考	

(注)

1 添付書類

- (1) 相続人の住民票の写し
- (2) 公園施設の位置を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
- (3) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (4) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該公園事業の執行のために使用することができることを証する書類
- (5) 被相続人との続柄を証する書類
- (6) 相続人が2人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類

2 記載上の注意

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- (2) 「公園施設の種類」欄には、沖縄県立自然公園条例施行規則第2条に掲げる施設の名称を記入すること。
- (3) 「備考」欄には、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものについて、その法令名、適用条項及びその手続状況を記載すること。
- (4) 不要の文字は、抹消すること。
- (5) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- (6) 申請書は、記載内容の量に応じて適宜記載事項欄の枠を加減し、2枚以上にわたつてもよいこと。

第6号様式（第10条関係）

公園事業休止（廃止）届出書

県立自然公園 事業を休止（廃止）したいので、沖縄県立自然公園条例第12条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

年 月 日

沖縄県知事 殿

届出者の氏名（押印又は署名）及び住所
〔法人にあつては、名称、住所及び〕

〔代表者の氏名（押印又は署名）〕

執行の協議をした （認可を受けた） 年月日及び番号	年 月 日 第 号
公園施設の種類	
休止しようとする 公園施設の範囲	
休止の予定期間 （廃止の予定年月日）	自 年 月 日 至 年 月 日 （ 年 月 日）
休止中（廃止後）の 公園施設の 管理方法（取扱い）	
休止（廃止）を必要 とする理由	
備 考	

(注)

1 添付書類

- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
- (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真

2 記載上の注意

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- (2) 「公園施設の種類」欄には、沖縄県立自然公園条例施行規則第2条に掲げる施設の名称を記入すること。
- (3) 「休止しようとする公園施設の範囲」欄には、全部又は一部の別及び一部の場合はその範囲を記載すること。廃止の場合には、空欄とすること。
- (4) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。
 - ア 他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合には、関係法令名及び適用条項並びにその手続状況
 - イ 休止期間中の公園施設の管理又は廃止後の公園施設の取扱いに関する責任者の氏名及び連絡先
- (5) 不要の文字は、抹消すること。
- (6) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- (7) 申請書は、記載内容の量に応じて適宜記載事項欄の枠を加減し、2枚以上にわたつてもよいこと。

第7号様式（第11条関係）

公園事業執行同意（認可）失効届出書

県立自然公園
に基づき、次のとおり届け出ます。

事業を失効したので、沖縄県立自然公園条例第13条の規定に

年 月 日

沖縄県知事 殿

届出者の氏名（押印又は署名）及び住所
 （法人にあつては、名称、住所及び
 代表者の氏名（押印又は署名））

執行の協議をした （認可を受けた） 年月日及び番号	年 月 日 第 号
公園施設の 種類	
失効年月日	年 月 日
失効の理由	
備考	

(注)

1 添付書類

- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
- (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 他法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたことその他その効力が失われたことを証する書類

2 記載上の注意

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- (2) 「公園施設の種類」欄には、沖縄県立自然公園条例施行規則第2条に掲げる施設の名称を記入すること。
- (3) 不要の文字は、抹消すること。
- (4) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- (5) 申請書は、記載内容の量に応じて適宜記載事項欄の枠を加減し、2枚以上にわたつてもよいこと。

第8号様式から第13号様式までを削る。

第14号様式中「第18条関係」を「第13条関係」に、「第13条第4項」を「第20条第4項」に、

「申請者の住所及び氏名（記名押印又は署名）」

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
 並びに代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名））を

」

「申請者の氏名（押印又は署名）及び住所

（法人にあつては、名称、住所及び
 代表者の氏名（押印又は署名））

に改め、同様式（注）を次のように改める。

」

(注)

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図（立面図に彩色したものでも足りる。）
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の修景図等の図面

2 記載上の注意

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- (2) 「目的」欄には、当該工作物を設ける目的及び必要性を具体的に記入すること。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等、海城公園地区にあつては、海底の形状、着生する動植物、水深（干満）、潮流等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (4) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、支障となる動植物の除去、敷地造成、残土処理、工事用仮工作物等申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (5) 「施行後の周辺の取扱い」欄には、跡地の整理、修景のための植栽等風致景観の保護のために行う措置を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (6) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
ウ 過去に沖縄県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- (7) 不要の文字は、抹消すること。
- (8) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第14号様式を第8号様式とし、同様式の次に次の2様式を加える。

第9号様式（第13条関係）

特別地域内木竹の伐採許可申請書

沖縄県立自然公園条例第20条第4項の規定により、 県立自然公園の特別地域内における木材の伐採の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所
 （法人にあつては、名称、住所及び
 代表者の氏名（押印又は署名）

目 的				
場 所	市郡	町村大字	小字	番地
林 況	林 種		樹 種	
	林 齢		総 蓄 積 (a)	
	森 林 全 面 積			
施 行 方 法	伐 採 種 別		伐 採 樹 種	
	伐 採 面 積		平 均 樹 齢	
	平 均 胸 高 直 径		伐 採 材 積 (b)	
	伐 採 材 積 歩 合			

	(b / a)		
	伐 採 設 備		
	伐採跡地の取扱い		
予 定 日	着 手		完 了
備 考			

(注)

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

2 記載上の注意

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- (2) 「林種」欄には、針葉樹林、広葉樹林、混交林の別及び天然林、人工林の別並びに主な樹種を括弧書で記入すること。
- (3) 「伐採種別」欄には、皆伐、単木択伐、塊状択伐等の別を記入すること。
- (4) 「伐採設備」欄には、索道、林道、貯水場等の関連行為の概要を具体的に記入すること。詳細については、添付図面に表示すること。
- (5) 「伐採跡地の取扱い」欄には、伐採後の植栽計画（年次、樹種、施行方法等）等を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (6) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 ウ 過去に沖縄県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- (7) 不要の文字は、抹消すること。
- (8) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第10号様式（第13条関係）

特別地域内木竹の損傷許可申請書

沖縄県立自然公園条例第20条第4項の規定により、 県立自然公園の特別地域内における許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所
 （法人にあつては、名称、住所及び
 代表者の氏名（押印又は署名）

目 的			
場 所	市郡 町村大字 小字 番地	地	目
行為地及びその			

付 近 の 状 況			
損 傷 物 の 種 類			
施 行 方 法	損 傷 する 木 竹 の 数 量		
	損 傷 方 法		
予 定 日	着 手	年	月 日
	完 了	年	月 日
備 考			

(注)

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図（立面図に彩色したものでも足りる。）
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

2 記載上の注意

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- (2) 「目的」欄には、当該工作物を設ける目的及び必要性を具体的に記入すること。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (4) 「損傷方法」欄には、使用器具の名称、損傷部分の別等を記入すること。
- (5) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に沖縄県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- (6) 不要の文字は、抹消すること。
- (7) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第15号様式を削る。

第16号様式中「第18条関係」を「第13条関係」に、「第13条第4項」を「第20条第4項」に、

「申請者の住所及び氏名（記名押印又は署名）」

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名） 〕 を

「申請者の氏名（押印又は署名）及び住所

〔 法人にあつては、名称、住所及び
代表者の氏名（押印又は署名） 〕 に改め、同様式（注）を次のように改める。

(注)

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図及び断面図

- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の修景図
- (5) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

2 記載上の注意

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- (2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等、海域公園地区にあつては、海底の形状、着生する動植物、水深（干満）、潮流等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (3) 「掘採（採取）方法」欄には、露天掘、坑道掘（横坑、たて坑、斜坑）等の別を記入すること。
- (4) 「掘採（採取）量」欄には、容積（立方メートル）及び重量（トン）により掘採（採取）量を記入すること。
- (5) 「掘採（採取）後の土地の形状」欄には、切羽跡、階段状等掘採（採取）との土地の形状について、具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (6) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、支障となる動植物の除去、ずり処理等申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (7) 「掘採（採取）跡地の取扱い」欄には、跡地の整理、緑化の方法等風致景観の保護のために行う措置及び跡地の用途を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (8) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 当該行為が鉱業法第63条に規定する施業案を必要とするものであるときは、当該施業案の概要
 - ウ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - エ 過去に沖縄県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- (9) 不要の文字は、抹消すること。
- (10) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第16号様式を第11号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第12号様式（第13条関係）

特別地域内水位（水量）に増減を及ぼさせる行為許可申請書

沖縄県立自然公園条例第20条第4項の規定により、 県立自然公園の特別地域内における水位（水量）に増減を及ぼさせる行為の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所
 （法人にあつては、名称、住所及び
 代表者の氏名（押印又は署名）

目	的				
場	所	市郡	町村大字	小字	番地
行為地及びその					

付 近 の 状 況		
施 行 方 法	水 位（水 量）の 増 減 の 及 ぶ 範 囲	
	水 位（水 量）の 増 減 の 原 因 と な る 行 為、設 備 等	
	水 位（水 量）の 増 減 の 内 容	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

(注)

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

2 記載上の注意

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- (2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生、着生する動植物等周辺の状況を示す上で必要な事項及び現在の水位（水量）（一定の期間ごとに水位（水量）が異なる場合には、その期間別の水位（水量））を記入すること。なお、水量の単位は、立方メートル毎秒とすること。また、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (3) 「水位（水量）の増減の内容」欄には、申請行為による水位（最高水位、最低水位等）又は水量（取水量、放流量等）の変化を記入すること。なお、一定の期間ごとに水位（水量）の増減の内容が変わる場合には、その期間別に記入すること。また、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (4) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 過去に沖縄県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- (5) 不要の文字は、抹消すること。
- (6) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第17号様式を削る。

第18号様式中「第18条関係」を「第13条関係」に、「第13条第4項」を「第20条第4項」に、

「申請者の住所及び氏名（記名押印又は署名）

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称〕
並びに代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名）を

」

「申請者の氏名（押印又は署名）及び住所

〔法人にあつては、名称、住所及び〕
代表者の氏名（押印又は署名）に改め、同様式（注）を次のように改める。

」

(注)

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図（立面図に彩色したものでも可）
- (4) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

2 記載上の注意

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- (2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等、海域公園地区にあつては、海底の形状、着生する動植物、水深（干満）、潮流等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (3) 「広告物を掲出又は表示する工作物の種類及びその箇所」欄には、店舗の屋根、倉庫の壁面等、当該広告物を掲出し、又は表示しようとする工作物の種類及び掲出し、又は表示しようとする箇所を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (4) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に沖縄県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- (5) 不要の文字は、抹消すること。
- (6) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第18号様式を第13号様式とする。

第18号様式の2中「第18条関係」を「第13条関係」に、「第13条第4項」を「第20条第4項」に、

「申請者の住所及び氏名（記名押印又は署名）」

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名）〕を

」

「申請者の氏名（押印又は署名）及び住所

〔法人にあつては、名称、住所及び
代表者の氏名（押印又は署名）〕に改め、同様式（注）を次のように改める。

」

（注）

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図及び立面図
- (4) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

2 記載上の注意

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- (2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (3) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、転石の除去等該当行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (4) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ 過去に沖縄県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

- (5) 不要の文字は、抹消すること。
 (6) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第18号様式の2を第14号様式とする。

第19号様式中「第18条関係」を「第13条関係」に、「第13条第4項」を「第20条第4項」に、「申請者の住所及び氏名（記名押印又は署名）」

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
 並びに代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名）〕を
 〕

「申請者の氏名（押印又は署名）及び住所

〔法人にあつては、名称、住所及び
 代表者の氏名（押印又は署名）〕に改め、同様式（注）を次のように改める。

（注）

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
 (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
 (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図及び立面図
 (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の修景図
 (5) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

2 記載上の注意

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
 (2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等、海域公園地区にあつては、海底の形状、着生する動植物、水深（干満）、潮流等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
 (3) 「工事の方法」欄には、工事計画（時期、工種等）を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
 (4) 「関連行為の概要」欄には、支障となる動植物の除去、工所用仮工作物の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
 (5) 「埋立（干拓）後の取扱い」欄には、埋立後の用途及び風致景観の保護のために行う措置を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
 (6) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 ウ 過去に沖縄県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 (7) 不要の文字は、抹消すること。
 (8) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第19号様式を第15号様式とする。

第20号様式中「第18条関係」を「第13条関係」に、「第13条第4項」を「第20条第4項」に、「申請者の住所及び氏名（記名押印又は署名）」

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
 並びに代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名）〕を
 〕

「申請者の氏名（押印又は署名）及び住所

〔法人にあつては、名称、住所及び
代表者の氏名（押印又は署名）〕に改め、同様式（注）を次のように改める。

（注）

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図及び立面図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の修景図
- (5) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

2 記載上の注意

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- (2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等、海域公園地区にあつては、海底の形状、着生する動植物、水深（干満）、潮流等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (3) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、支障となる動植物の除去、工事用仮工作物の設置等申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (4) 「変更後の取扱い」欄には、土地の形状変更後の用途及び風致景観の保護のために行う措置を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (5) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
ウ 過去に沖縄県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- (6) 不要の文字は、抹消すること。
- (7) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第20号様式を第16号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第17号様式（第13条関係）

特別地域内動物の捕獲（殺傷）（動物の卵の採取（損傷））許可申請書

沖縄県立自然公園条例第20条第4項の規定により、 県立自然公園の特別地域内における動物の捕獲（殺傷）（動物の卵の採取（損傷））の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所

〔法人にあつては、名称、住所及び
代表者の氏名（押印又は署名）〕

目 的					
場 所	市郡	町村大字	小字	番地	
行為地及びその 付近の状況					

動物（卵）の種類		
施行方法	捕獲（殺傷） （採取（損傷）） 物の数量	
	捕獲（殺傷） （採取（損傷）） の方法	
	関連行為の概要	
予定日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備考		

(注)

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
- (2) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

2 記載上の注意

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- (2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (3) 「捕獲（殺傷）（採取（損傷））の方法」欄には、捕獲（殺傷）（採取（損傷））の方法、使用器具の名称等を記入すること。
- (4) 「関連行為の概要」欄には、特別地域（特別保護地区）内で捕獲した動物を再度放つ予定となっている場合、時期及び詳細を記入すること。
- (5) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 過去に沖縄県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 - ウ 申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その名前
- (6) 不要の文字は、抹消すること。
- (7) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第21号様式を削る。

第22号様式中「第18条関係」を「第13条関係」に、「第13条第4項」を「第20条第4項」に、

「申請者の住所及び氏名（記名押印又は署名）

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名）〕を

」

「申請者の氏名（押印又は署名）及び住所

〔法人にあつては、名称、住所及び
代表者の氏名（押印又は署名）〕に改め、同様式（注）を次のように改める。

」

(注)

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図

定 日	完	了	年	月	日
備	考				

(注)

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図
- (4) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

2 記載上の注意

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- (2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (3) 「植栽(播種)する植物の種類」欄には、植栽又は播種する植物の種類(変種である場合は、変種レベルまで)を記入すること。
- (4) 「管理方法」欄には、植栽又は播種する植物種が当該周辺地の景観の維持に支障を及ぼさないための措置等を記入すること。
- (5) 「関連行為の概要」欄には、特別地域(特別保護地区)内で採取した木竹以外の植物を再度植栽又は播種する場合、場所等の詳細を記入すること。
- (6) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に沖縄県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- (7) 不要の文字は、抹消すること。
- (8) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第19号様式(第13条関係)

特別地域内動物の放出許可申請書

沖縄県立自然公園条例第20条第4項の規定により、 県立自然公園の特別地域内における動物の放出の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者の氏名(押印又は署名)及び住所

(法人にあつては、名称、住所及び
代表者の氏名(押印又は署名))

目	的				
場	所	市郡	町村大字	小字	番地
行	為	地及びその			
付	近	の状況			
動	物(家畜)	の種類			

施行方法	動物（家畜）の 数量（頭数）	
	管理方法	
予定日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備考		

(注)

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

2 記載上の注意

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- (2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (3) 「動物（家畜）の種類」欄には、放出する動物（家畜）の種類（亜種である場合は、亜種レベルまで）を記入すること。
- (4) 「管理方法」欄には、放出する動物（家畜）が当該周辺地の景観の維持に支障を及ぼさないための措置等を記入すること。なお、家畜にあつては、放牧面積、放牧施設及び放牧時期を記入すること。
- (5) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に沖縄県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- (6) 不要の文字は、抹消すること。
- (7) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第22号様式の2中「第18条関係」を「第13条関係」に、「第13条第4項」を「第20条第4項」に、
「申請者の住所及び氏名（記名押印又は署名）」

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称〕
並びに代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名） を

「申請者の氏名（押印又は署名）及び住所

〔法人にあつては、名称、住所及び〕
代表者の氏名（押印又は署名） に改め、同様式（注）を次のように改める。

(注)

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

2 記載上の注意

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- (2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入

すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

- (3) 「立ち入る者の人数及び氏名並びに期間」欄には、申請者を含めた人数、全員の氏名及び立入り期間を記入すること。
- (4) 「立ち入る方法」欄には、1日2回通行する、特定の場所にとどまつて調査を行う等、行為地内での活動状況、頻度等を記入すること。
- (5) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
- ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
- イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
- ウ 過去に沖縄県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- (6) 不要の文字は、抹消すること。
- (7) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第22号様式の2を第21号様式とする。

第23号様式中「第18条関係」を「第13条関係」に、「第13条第4項」を「第20条第4項」に、

「申請者の住所及び氏名（記名押印又は署名）」

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名）〕を
」

「申請者の氏名（押印又は署名）及び住所」

〔法人にあつては、名称、住所及び
代表者の氏名（押印又は署名）〕に改め、同様式（注）を次のように改める。
」

（注）

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

2 記載上の注意

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- (2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (3) 「使用（着陸）方法」欄には、自動車を時速50キロメートルで1日2回1周させる等、行為地内での活動状況、頻度等を記入すること。
- (4) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
- ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
- イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
- ウ 過去に沖縄県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- (5) 不要の文字は、抹消すること。
- (6) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第23号様式を第22号様式とする。

第24号様式中「第19条関係」を「第16条関係」に、「第13条第6項」を「第20条第6項」に、

「届出者の住所及び氏名（記名押印又は署名）」

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名）〕を
」

「届出者の氏名（押印又は署名）及び住所
〔法人にあつては、名称、住所及び
代表者の氏名（押印又は署名）〕 に、

「（注）（1） 「 県立公園」の箇所には、当該県立公園の名称を記入すること。」を

「（注）

記載上の注意

（1）届出文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。」
に、「まつ消」を「抹消」に改め、同様式を第23号様式とする。

第25号様式中「第20条関係」を「第17条関係」に、「第13条第7項」を「第20条第7項」に、

「届出者の住所及び氏名（記名押印又は署名）

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名）〕 を

「届出者の氏名（押印又は署名）及び住所

〔法人にあつては、名称、住所及び
代表者の氏名（押印又は署名）〕 に、

「（注）（1） 「 県立公園」の箇所には、当該県立公園の名称を記入すること。」を

「（注）

記載上の注意

（1）届出文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。」
に、「まつ消」を「抹消」に改め、同様式を第24号様式とする。

第26号様式中「第21条関係」を「第18条関係」に、「第13条第8項」を「第20条第8項」に、

「届出者の住所及び氏名（記名押印又は署名）

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名）〕 を

「届出者の氏名（押印又は署名）及び住所

〔法人にあつては、名称、住所及び
代表者の氏名（押印又は署名）〕 に、

「（注）（1） 「 県立公園」の箇所には、当該県立公園の名称を記入すること。」を

「（注）

記載上の注意

（1）届出文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。」
に、「まつ消」を「抹消」に改め、同様式を第25号様式とする。

第27号様式中「第21条関係」を「第18条関係」に、「第13条第8項」を「第20条第8項」に、

「届出者の住所及び氏名（記名押印又は署名）

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名）〕 を

「届出者の氏名（押印又は署名）及び住所

〔法人にあつては、名称、住所及び
代表者の氏名（押印又は署名）〕 に、

「（注）（1） 「 県立公園」の箇所には、当該県立公園の名称を記入すること。」を

「（注）

記載上の注意

(1) 届出文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。」に、「まつ消」を「抹消」に改め、同様式を第26号様式とする。

第28号様式中「第23条関係」を「第33条関係」に、「第24条第1項」を「第31条第1項」に、「届出者の住所及び氏名（記名押印又は署名）

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名）〕を

」

「届出者の氏名（押印又は署名）及び住所

〔法人にあつては、名称、住所及び
代表者の氏名（押印又は署名）〕に、

」

「（注）（1）「 県立公園」の箇所には、当該県立公園の名称を記入すること。」を

「（注）

記載上の注意

(1) 届出文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。」に、「まつ消」を「抹消」に改め、同様式を第27号様式とする。

第29号様式中「第23条関係」を「第33条関係」に、「第24条第1項」を「第31条第1項」に、「届出者の住所及び氏名（記名押印又は署名）

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名）〕を

」

「届出者の氏名（押印又は署名）及び住所

〔法人にあつては、名称、住所及び
代表者の氏名（押印又は署名）〕に、

」

「（注）（1）「 県立公園」の箇所には、当該県立公園の名称を記入すること。」を

「（注）

記載上の注意

(1) 届出文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。」に、「まつ消」を「抹消」に改め、同様式を第28号様式とする。

第30号様式中「第23条関係」を「第33条関係」に、「第24条第1項」を「第31条第1項」に、「届出者の住所及び氏名（記名押印又は署名）

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名）〕を

」

「届出者の氏名（押印又は署名）及び住所

〔法人にあつては、名称、住所及び
代表者の氏名（押印又は署名）〕に、

」

「（注）（1）「 県立公園」の箇所には、当該県立公園の名称を記入すること。」を

「（注）

記載上の注意

(1) 届出文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。」に、「まつ消」を「抹消」に改め、同様式を第29号様式とする。

第31号様式中「第23条関係」を「第33条関係」に、「第24条第1項」を「第31条第1項」に改め、「したいので、」の次に「次のとおり」を加え、

「届出者の住所及び氏名（記名押印又は署名）

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名）〕を

」

「届出者の氏名（押印又は署名）及び住所

〔法人にあつては、名称、住所及び
代表者の氏名（押印又は署名）〕に、

」

「（注）（1）「 県立公園」の箇所には、当該県立公園の名称を記入すること。」を

「（注）

記載上の注意

（1）届出文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。」
に、「まつ消」を「抹消」に改め、同号様式を第30号様式とする。

第32号様式中「第23条関係」を「第33条関係」に、「第24条第1項」を「第31条第1項」に改め、「し
たいので、」の次に「次のとおり」を加え、

「届出者の住所及び氏名（記名押印又は署名）

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名）〕を

」

「届出者の氏名（押印又は署名）及び住所

〔法人にあつては、名称、住所及び
代表者の氏名（押印又は署名）〕に、

」

「（注）（1）「 県立公園」の箇所には、当該県立公園の名称を記入すること。」を

「（注）

記載上の注意

（1）届出文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。」
に、「まつ消」を「抹消」に改め、同様式を第31号様式とする。

第33号様式中「第23条関係」を「第33条関係」に、「第24条第1項」を「第31条第1項」に改め、「し
たいので、」の次に「次のとおり」を加え、

「届出者の住所及び氏名（記名押印又は署名）

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名）〕を

」

「届出者の氏名（押印又は署名）及び住所

〔法人にあつては、名称、住所及び
代表者の氏名（押印又は署名）〕に、

」

「（注）（1）「 県立公園」の箇所には、当該県立公園の名称を記入すること。」を

「（注）

記載上の注意

（1）届出文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。」
に改め、同様式を第32号様式とする。

第34号様式中「第23条関係」を「第33条関係」に、「第24条第1項」を「第31条第1項」に改め、「し
たいので、」の次に「次のとおり」を加え、

「届出者の住所及び氏名（記名押印又は署名）

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名）〕を

」

「届出者の氏名（押印又は署名）及び住所
 （法人にあつては、名称、住所及び
 代表者の氏名（押印又は署名））に、

「（注）（1）「 県立自然公園」の箇所には、当該県立公園の名称を記入すること。」を

「（注）

記載上の注意

（1）届出文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。」に改め、同様式を第33号様式とする。

第36号様式中「第28条関係」を「第48条関係」に、

「請求者の住所及び氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
 並びに代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名））を

「請求者の氏名（押印又は署名）及び住所

（法人にあつては、名称、住所及び
 代表者の氏名（押印又は署名））に、

「第42条第3項」を「第53条第3項」に改め、同様式

を第39号様式とする。

第35号様式中「第27条関係」を「第47条関係」に、「第21条及び第26条」を「第28条及び第33条」に、「第25条」を「第32条」に、「第28条」を「第35条」に、「第41条に規定する実地調査並びに沖縄県立自然公園条例施行規則第12条（第16条の規定において準用する場合も含む。）に規定する報告の徴収及び立入検査」を「並びに第52条に規定する実地調査」に改め、同様式を第38号様式とし、同様式の前に次の4様式を加える。

第34号様式（第39条関係）

生態系維持回復事業確認（認定）申請書

沖縄県立自然公園条例第37条第2項（第3項）の規定により、 県立自然公園特別地域における 生態系維持回復事業の実施に係る確認（認定）を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所

（法人にあつては、名称、住所及び
 代表者の氏名（押印又は署名））

生態系維持回復事業を行 う 区 域	
生態系維持回復事業を行 う 期 間	
生態系維持回復事業の内 容	
備 考	

（注）

1 添付書類

- (1) 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書(様式第35号)

2 記載上の注意

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を、「 生態系維持回復事業」の箇所には当該生態系維持回復事業の名称を記入すること。
- (2) 「生態系維持回復事業を行う区域」欄には、生態系維持回復事業を行う区域を具体的に記入すること。
- (3) 「生態系維持回復事業を行う期間」欄には、当該生態系維持回復事業を行う期間を記載すること。なお、複数の生態系維持回復事業を行う場合であつて、それぞれの事業によつて生態系維持回復事業を行う期間が異なる場合には、生態系維持回復事業の種類ごとに記入すること。
- (4) 「生態系維持回復事業の内容」欄には、生態系維持回復事業の種類、内容若しくは方法、仕様又は設置をする機材等について概要を記載すること。また、複数の生態系維持回復事業を行う場合は、生態系維持回復事業ごとに概要を記入すること。
- (5) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 関連する計画の有無(ある場合には、その名称)
 - エ 事業の実施結果に関する情報提供及び生態系維持回復事業計画書を見直した際の情報提供の方法
- (6) 不要の文字は、抹消すること。
- (7) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第35号様式(第39条関係)

生態系維持回復事業実施計画書

県立自然公園の名称		
生態系維持回復事業の名称		
生態系維持回復事業を行う期間		
生態系維持回復事業の目標		
生態系維持回復事業を行う区域		
生態系維持回復事業の内	生態系の状況の把握及び監視	
	生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除	
	動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善	
	生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖	

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所
 （法人にあつては、名称、住所及び
 代表者の氏名（押印又は署名））

確認（認定）を受けた 年月日及び番号		年 月 日 第 号	
変更の 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
	生態系維持回復 事業を行う区域		
	生態系維持回復 事業を行う期間		
	生態系維持回復 事業の内容		
変更を必要とする理由			
備 考			

(注)

1 添付図面

- (1) 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 生態系維持回復事業の実施方法等を記入した生態系維持回復事業実施計画書（第35号様式）

2 記載上の注意

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を、「 生態系維持回復事業」の箇所には当該生態系維持回復事業の名称を記入すること。
- (2) 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が他の行政庁の許可、認可その他の処分または届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。
- (3) 不要の文字は、抹消すること。
- (4) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第37号様式（第42条関係）

生態系維持回復事業軽微変更届出書

沖縄県立自然公園条例第37条第9項の規定により、 県立自然公園における生態系維持回復事業を行う者の氏名（名称、住所、代表者の氏名）の変更を届け出ます。

年 月 日

沖縄県知事 殿

届出者の氏名（押印又は署名）及び住所
 （法人にあつては、名称、住所及び
 代表者の氏名（押印又は署名））

確認（認定）を受けた 年月日及び番号		年 月 日 第 号	
		変 更 前	変 更 後

変 更 の 内 容	
変 更 し た 年 月 日	
備 考	

(注)

記載上の注意

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- (2) 不要の文字は、抹消すること。
- (3) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の沖縄県立自然公園条例施行規則第14条の規定は、この規則の施行の日以後にされる沖縄県立自然公園条例第20条第4項の規定による許可の申請について適用し、この規則の施行の前日にされたこれらの規定による許可の申請については、なお従前の例による。

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 有 限 会 社 金 城 印 刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号</p>
--	---